

Arsprout レンタルサービス規約

第1条 (目的)

1. 本規約は、アルスプラウト株式会社（以下「当社」という）が提供するレンタルサービス（以下「本サービス」という）の利用条件を定めるものです。

第2条 (定義と適用)

1. 本規約は、当社のレンタル商品（以下「レンタル品」という）を借り受ける顧客（以下「ユーザ」という）に適用されます。
2. 本規約の規定と、本サービスに関連して当社が別途定める諸規定の内容が異なる場合には、当該諸規定の内容が優先して適用されるものとします。
3. 本規約において「納品日」とは、当社が利用する配送業者の配送追跡システム上において、レンタル品がユーザの指定場所に配送完了と記録された日を指します。

第3条 (予約と契約の成立)

1. ユーザは、当社所定の方法により申し込みを行い、当社がこれを承諾した時点でレンタル契約が成立するものとします。

第4条 (レンタル期間)

1. 本サービスのレンタル期間（以下「レンタル期間」という）は、ユーザが希望の期間を申し込み、当社がその内容を確認・承諾した後に確定します。当社はレンタル期間確定後、速やかにユーザに対し、レンタル開始日およびレンタル終了日をメールにて通知するものとします。当該通知に記載された日付をもって、レンタル期間の開始日および終了日とします。なお、レンタル期間の終了日は必ず各月の末日とするものとします。また、レンタル期間は暦月計算で最低3ヶ月間（利用開始月を1ヶ月目とします）とし、これに満たない期間の契約は行わないものとします。
2. ユーザは、レンタル期間の延長を希望する場合、期間満了日の10営業日前までに当社に通知し、当社の承諾を得るものとします。延長は1ヶ月（暦月）単位とし、当社が承諾した場合に限り適用されます。
3. ユーザは、レンタル期間の短縮を希望する場合、短縮希望月の前月末日までに当社に通知し、当社の承諾を得るものとします。短縮は1ヶ月（暦月）単位とし、既にお支払い済みの期間に対する返金を行わないものとします。

第5条 (レンタル品の引き渡し及び設置)

1. 当社は、ユーザに対し、レンタル品を所定の場所に配送または引渡します。レンタル品の配送または引渡しにかかる費用は、原則としてユーザの負担とします。

2. ユーザは、レンタル品の設置場所において、レンタル品の使用に必要な環境（電源供給設備等を含む）を自己の責任と費用で確保するものとします。
3. レンタル品の設置、設定、及び運用開始に必要な作業は、ユーザの責任と費用において行うものとします。
4. ユーザは、レンタル品の納品日の翌日から起算して 7 日以内に当該レンタル品の検査を行うものとします。当該検査においてレンタル品の不足や不良が発見された場合、ユーザは速やかに当社に通知するものとします。当社は、前項の通知を受けた場合、当社の責任においてレンタル品の修理または代替品の提供を行うものとします。なお、納品日の翌日から起算して 7 日以内にユーザから通知がなかった場合、当該レンタル品は正常な状態で納品され、受領されたものとみなします。

第6条 （付随サービス）

1. レンタル品の利用に付随するサービス（以下「付随サービス」という）がある場合、本規約の定めが適用されるものとします。
2. ユーザは、付随サービスの休止または解約を行った場合であっても、第 4 条に定めるレンタル期間中は、レンタル品の利用料金の支払義務を負うものとします。
3. 当社は、付随サービスによってユーザに生じた損害について、第 12 条（免責事項および責任の制限）の定めに従い責任を負わないものとします。

第7条 （利用料金および支払方法）

1. 本サービスの利用料金及びその他の料金は、当社がホームページ等で公表する料金表に定めるとおりとします。
2. レンタル品の利用料金については、日割り計算を行わず、月の途中からレンタルを開始した場合であっても、当該月の月額料金の全額を請求するものとします。
3. 付随サービスの解約に伴い、ユーザがレンタル品を当該付随サービス解約の翌月 10 営業日までに当社所定の返却場所に発送し、かつ当社がこれを受領した場合は、当該返却月のレンタル料金は発生しないものとします。
4. ユーザは、前三項の料金を、当社が指定する期日までに、当社指定の支払方法により支払うものとします。
5. 支払いに要する手数料（銀行振込手数料等）は、ユーザの負担とします。
6. レンタル品の納品日が、第 4 条に定めるレンタル期間の開始日より前である場合、納品日からレンタル期間の開始日の前日までの期間に係るレンタル料金は発生しないものとします。

第8条 （消費税）

1. 法令に基づき本サービスの利用料金及びその他の料金に課される消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、当社は、事前にユーザに通知することなく、当該税率の変更に応じた料金の改定を適用するものとします。

第9条 (管理責任と禁止事項)

1. ユーザは、レンタル品の引渡しを受けたときから当社に返還するまで、善良なる管理者の注意義務をもってレンタル品を使用・保管するものとします。
2. ユーザは、レンタル品を第三者に譲渡、転貸、担保権を設定、または改造、分解その他目的外に使用することはできません。

第10条 (レンタル品の返却及び検査)

1. ユーザは、レンタル期間満了日までに、レンタル時の梱包材またはそれに準ずる適切な方法で梱包し、当社所定の返却場所にレンタル品を発送するものとします。返却にかかる費用はユーザの負担とします。
2. ユーザは、レンタル品を発送した際、利用した宅配便の追跡番号を速やかに当社に通知するものとします。
3. レンタル品は、当社に返却された後、当社により検査されるものとします。
4. 当社は、前項の検査において、通常の使用による損耗を除くレンタル品の破損、滅失、または付属品の欠損を発見した場合、ユーザに対し次条に基づき損害賠償を請求できるものとします。
5. ユーザが前項に定める期限までにレンタル品を発送した場合であっても、以下の各号に基づき追加料金が発生する場合があります。

(1) レンタル期間満了日の翌日から起算して 10 営業日を経過しても当社がレンタル品を受領できない場合は、返却遅延とみなします。ただし、以下の場合は除きます。

① レンタル期間満了日の翌日から起算して 10 営業日以内に当社がレンタル品を受領した場合は、追加の利用料金は発生しないものとします。

② 道路状況、天候状況その他ユーザの責めに帰すべき事由によりレンタル品の到着が遅延した場合において、ユーザが事前に追跡番号を当社に通知していたときは、追加の利用料金は発生しないものとします。

(2) レンタル期間満了日の翌日から起算して 11 営業日以降に当社がレンタル品を受領した場合（前号但し書きに該当する場合を除く）、当該レンタル契約は以後 1 ヶ月を単位として自動的に更新されるものとします。この場合、ユーザは当該更新された期間（1 ヶ月単位）分として、その都度 1 ヶ月分の利用料金を支払う義務を負うものとします。

第11条 (破損・紛失・盗難)

1. ユーザの責めに帰すべき事由によりレンタル品が破損、滅失（紛失を含む）、または盗難にあった場合、ユーザは当社に対して、以下の損害を賠償するものとします。
 - (1) 破損の場合：修理費用
 - (2) 滅失または盗難の場合：同等のレンタル品の購入代金相当額

2. ユーザは、レンタル品に上記損害が発生した場合は、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

第12条 （免責事項および責任の制限）

1. 当社は、レンタル品の使用または使用不能、および付随サービスの不具合によりユーザーに生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由によらない場合を除き、法令に反しない限り、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社が負う損害賠償責任は、当社の故意または重過失による場合を除き、当該レンタル契約に基づきユーザーが当社に支払ったレンタル料金の総額を上限とします。

第13条 （契約の解除）

1. ユーザが本規約のいずれかの条項に違反した場合、当社は、何らの通知または催告を要することなく、直ちに本レンタル契約を解除し、ユーザーに対しレンタル品の速やかな返却を請求できるものとします。
2. 当社およびユーザーは、現在および将来にわたって、反社会的勢力に該当しないことを確約し、違反した場合は、当社は通知・催告なく直ちに本レンタル契約を解除できるものとします。
3. 前二項に基づき本レンタル契約が解除された場合、ユーザーは、直ちにレンタル品を当社に返却するものとします。

第14条 （準拠法）

1. 本規約は、日本国法に準拠するものとします。

第15条 （管轄裁判所）

1. 本規約に関する一切の紛争は、当社本社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。